様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和６年４月１日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議会局政策総務課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">□ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">祝電、弔電等の電報発信事務</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　政策総務課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">祝電、弔電等の電報を発信すること</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">議会として電報を発信する必要があると判断した者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　記録項目</td><td>基本的事項
□ 識別番号
■ 氏　名
□ 性　別
■ 生年月日・年齢
■ 住所・電話番号
□ 本籍・国籍
■ 続　柄
□ その他（　　）</td><td>家庭生活
■ 親族関係
□ 婚姻歴
□ 家族状況
□ 居住状況
□ 趣味・嗜好
□　その他（　　）</td><td>資産・収入
□ 資産状況
□ 収入状況
□ 納税状況
□ 取引状況
□ 公的扶助
□ その他（　　）</td><td colspan="2">社会生活
■ 職業・職歴
□ 学業・学歴
□ 資　格
■ 地　位
□ 賞　罰
□ 成績・評価
■ 所属団体
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要配慮個人情報
□ 人　種
□ 信　条
□ 社会的身分
□ 病　歴</td><td colspan="3">□ 犯罪の経歴
□ 犯罪により害を被った事実
□ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">■ 本　人
□ 議会内部での利用</td><td colspan="3">■ 本人以外
■ 他の実施機関※
■ 国・府・他の官公庁
■ 私人・民間団体
□ その他（収集先　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="3">庁内各課</td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>□ なし
■ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="3">□ 国・府・他の官公庁
□ 私人・民間団体
□ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">■ なし
□ あり（法令等の名称：　　）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態
（複数選択可）</td><td colspan="5">■ 電算処理ファイル（電子データ）
□ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>■ なし
□ あり</td><td>委　託　内　容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">備　考　欄
「５ 記録項目」の生年月日･年齢で年齢は把握できるが、生年月日は把握できない。</td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成１５年法律第１１８号)第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいいます。

様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和６年４月１日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議会局政策総務課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">□ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">議会交際費に係る事務</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　政策総務課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">議会交際費の支出内訳、支出事務</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">議会の交際する関係者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　記録項目</td><td>基本的事項
□ 識別番号
■ 氏　名
□ 性　別
■ 生年月日・年齢
■ 住所・電話番号
□ 本籍・国籍
■ 続　柄
□ その他（　　）</td><td>家庭生活
■ 親族関係
□ 婚姻歴
□ 家族状況
□ 居住状況
□ 趣味・嗜好
□　その他（　　）</td><td>資産・収入
□ 資産状況
□ 収入状況
□ 納税状況
□ 取引状況
□ 公的扶助
□ その他（　　）</td><td colspan="2">社会生活
■ 職業・職歴
□ 学業・学歴
□ 資　格
■ 地　位
□ 賞　罰
□ 成績・評価
■ 所属団体
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要配慮個人情報
□ 人　種
□ 信　条
□ 社会的身分
□ 病　歴</td><td colspan="3">□ 犯罪の経歴
□ 犯罪により害を被った事実
□ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">■ 本　人
□ 議会内部での利用</td><td colspan="3">■ 本人以外
■ 他の実施機関※
■ 国・府・他の官公庁
■ 私人・民間団体
□ その他（収集先　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="3">交際の相手方に関係する所属</td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>□ なし
■ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="3">□ 国・府・他の官公庁
□ 私人・民間団体
□ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">■ なし
□ あり（法令等の名称：　　）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態
（複数選択可）</td><td colspan="5">□ 電算処理ファイル（電子データ）
■ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>■ なし
□ あり</td><td>委　託　内　容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3">議会交際費支出伺</td><td colspan="2">公文書ファイル</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">備　考　欄
「５ 記録項目」の生年月日･年齢で年齢は把握できるが、生年月日は把握できない。</td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成１５年法律第１１８号)第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいいます。

様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和６年４月１日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議会局政策総務課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">☐ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">後援名義関係事務</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　政策総務課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">堺市議会の後援名義使用及び議長賞交付承認のため</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">堺市議会の後援名義使用及び議長賞交付団体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　記録項目</td><td>基本的事項
☐ 識別番号
■ 氏　名
☐ 性　別
■ 生年月日・年齢
■ 住所・電話番号
☐ 本籍・国籍
☐ 続　柄
☐ その他（　　）</td><td>家庭生活
☐ 親族関係
☐ 婚姻歴
☐ 家族状況
☐ 居住状況
☐ 趣味・嗜好
☐ その他（　　）</td><td>資産・収入
☐ 資産状況
☐ 収入状況
☐ 納税状況
☐ 取引状況
☐ 公的扶助
☐ その他（　　）</td><td colspan="2">社会生活
☐ 職業・職歴
☐ 学業・学歴
☐ 資　格
☐ 地　位
☐ 賞　罰
☐ 成績・評価
☐ 所属団体
☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要配慮個人情報
☐ 人　種
☐ 信　条
☐ 社会的身分
☐ 病　歴</td><td colspan="3">☐ 犯罪の経歴
☐ 犯罪により害を被った事実
☐ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">■ 本　人
☐ 議会内部での利用</td><td colspan="3">■ 本人以外
☐ 他の実施機関※
☐ 国・府・他の官公庁
☐ 私人・民間団体
■ その他（収集先　申請団体代表者）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>■ なし
☐ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="3">☐ 国・府・他の官公庁
☐ 私人・民間団体
☐ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">■ なし
☐ あり（法令等の名称：　　）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態（複数選択可）</td><td colspan="5">☐ 電算処理ファイル（電子データ）
■ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>■ なし
☐ あり</td><td>委　託　内　容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3">議長賞・後援名義関係</td><td colspan="2">公文書ファイル</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">備　考　欄</td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいいます。

様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和６年４月１日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議会局政策総務課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">☐ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">政務活動費収支報告関係事務</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　政策総務課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">議会において政務活動費の交付を受けた会派及び議員から提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書、並びに支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写しを閲覧に供するため</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">政務活動費より支払いを受けた者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">５　記録項目</td><td>基本的事項</td><td>家庭生活</td><td>資産・収入</td><td colspan="2">社会生活</td></tr>
<tr><td>☐ 識別番号
■ 氏　名
☐ 性　別
■ 生年月日・年齢
■ 住所・電話番号
☐ 本籍・国籍
☐ 続　柄
☐ その他（　　）</td><td>☐ 親族関係
☐ 婚姻歴
☐ 家族状況
☐ 居住状況
☐ 趣味・嗜好
☐ そ の 他（　　）</td><td>☐ 資産状況
■ 収入状況
☐ 納税状況
■ 取引状況
☐ 公的扶助
☐ その他（　　）</td><td colspan="2">☐ 職業・職歴
☐ 学業・学歴
☐ 資　格
☐ 地　位
☐ 賞　罰
☐ 成績・評価
☐ 所属団体
☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">要配慮個人情報</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">☐ 人　種
☐ 信　条
☐ 社会的身分
☐ 病　歴</td><td colspan="3">☐ 犯罪の経歴
☐ 犯罪により害を被った事実
☐ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">■ 本　人
☐ 議会内部での利用</td><td colspan="3">☐ 本人以外
☐ 他の実施機関※
☐ 国・府・他の官公庁
☐ 私人・民間団体
☐ その他（収集先　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>■ なし
☐ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="3">☐ 国・府・他の官公庁
☐ 私人・民間団体
☐ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">■ なし
☐ あり（法令等の名称：　　）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態（複数選択可）</td><td colspan="5">☐ 電算処理ファイル（電子データ）
■ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>■ なし
☐ あり</td><td>委　託　内　容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3">政務活動費関係書類</td><td colspan="2">公文書ファイル</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">備　考　欄</td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいいます。

様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和６年４月１日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議事課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">□ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">請願・陳情</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　議事課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">※下記備考欄に記入</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">請願者・陳情者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　記録項目</td><td>基本的事項
□ 識別番号
■ 氏　名
□ 性　別
□ 生年月日・年齢
■ 住所・電話番号
□ 本籍・国籍
□ 続　柄
□ その他（　　）</td><td>家庭生活
□ 親族関係
□ 婚姻歴
□ 家族状況
□ 居住状況
□ 趣味・嗜好
□ その他（　　）</td><td>資産・収入
□ 資産状況
□ 収入状況
□ 納税状況
□ 取引状況
□ 公的扶助
□ その他（　　）</td><td colspan="2">社会生活
□ 職業・職歴
□ 学業・学歴
□ 資　格
□ 地　位
□ 賞　罰
□ 成績・評価
■ 所属団体
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要配慮個人情報
□ 人　種
□ 信　条
□ 社会的身分
□ 病　歴</td><td colspan="3">□ 犯罪の経歴
□ 犯罪により害を被った事実
□ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">■ 本　人
□ 議会内部での利用</td><td colspan="3">□ 本人以外
□ 他の実施機関※
□ 国・府・他の官公庁
□ 私人・民間団体
□ その他（収集先　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>■ なし
□ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="3">□ 国・府・他の官公庁
□ 私人・民間団体
□ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">□ なし
■ あり（法令等の名称：堺市情報公開条例）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態（複数選択可）</td><td colspan="5">■ 電算処理ファイル（電子データ）
■ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>□ なし
■ あり</td><td>委託内容</td><td colspan="3">陳情書綴り・会議録等の作成に関する業務</td></tr>
<tr><td rowspan="4">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3">請願・陳情原本綴</td><td colspan="2">公文書ファイル</td></tr>
<tr><td colspan="3">意見陳述申し出書・意見陳述変更申し出書</td><td colspan="2">紙</td></tr>
<tr><td colspan="3">常任委員会・議会運営委員会会議録</td><td colspan="2">紙</td></tr>
<tr><td colspan="6">備　考　欄
※堺市議会に提出された請願書及び陳情書に対し、請願については本会議に上程しその議決結果及び関係当局の意見、陳情については委員会の審査に付しその審査結果及び関係当局の意見をそれぞれ回答することを目的とする。また、平成25年4月1日より、請願・陳情の提案者が希望し、審査する委員会が認めたときに、その委員会において意見を述べる機会を設ける。</td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいいます。

様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和６年４月１日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議事課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">□ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">選挙管理委員会委員及び同補充員選挙</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　議事課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の候補者の資格確認並びに当選者への通知</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">選挙管理委員会委員及び同補充員の候補者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　記録項目</td><td>基本的事項
□ 識別番号
■ 氏　名
□ 性　別
■ 生年月日・年齢
■ 住所・電話番号
□ 本籍・国籍
□ 続　柄
□ その他（　　）</td><td>家庭生活
□ 親族関係
□ 婚姻歴
□ 家族状況
□ 居住状況
□ 趣味・嗜好
□ その他（　　）</td><td>資産・収入
□ 資産状況
□ 収入状況
□ 納税状況
□ 取引状況
□ 公的扶助
□ その他（　　）</td><td colspan="2">社会生活
□ 職業・職歴
□ 学業・学歴
□ 資　格
□ 地　位
□ 賞　罰
□ 成績・評価
■ 所属団体
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">要配慮個人情報
□ 人　種
□ 信　条
□ 社会的身分
□ 病　歴</td><td colspan="2">□ 犯罪の経歴
□ 犯罪により害を被った事実
□ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">□ 本　人
□ 議会内部での利用</td><td colspan="2">■ 本人以外
■ 他の実施機関※
□ 国・府・他の官公庁
□ 私人・民間団体
□ その他（収集先　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="2">選挙管理委員会</td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>□ なし
■ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="2">□ 国・府・他の官公庁
□ 私人・民間団体
□ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">□ なし
■ あり（法令等の名称：地方自治法第123条、堺市議会会議規則第121条）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態（複数選択可）</td><td colspan="5">■ 電算処理ファイル（電子データ）
■ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>□ なし
■ あり</td><td>委託内容</td><td colspan="3">会議録等の作成に関する業務</td></tr>
<tr><td rowspan="3">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3">当選承諾書</td><td colspan="2">紙</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">備　考　欄</td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいいます。

様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和６年４月１日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議事課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">□ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">１００条委員会関連事務</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　議事課、政策総務課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">地方自治法第１００条に関する調査</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">関係人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　記録項目</td><td>基本的事項
□ 識別番号
■ 氏　名
□ 性　別
■ 生年月日・年齢
■ 住所・電話番号
■ 本籍・国籍
■ 続　柄
□ その他（　　）</td><td>家庭生活
□ 親族関係
□ 婚姻歴
□ 家族状況
□ 居住状況
□ 趣味・嗜好
□ その他（　　）</td><td>資産・収入
■ 資産状況
■ 収入状況
■ 納税状況
■ 取引状況
□ 公的扶助
□ その他（　　）</td><td colspan="2">社会生活
■ 職業・職歴
□ 学業・学歴
□ 資　格
□ 地　位
□ 賞　罰
□ 成績・評価
□ 所属団体
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要配慮個人情報
□ 人　種
□ 信　条
□ 社会的身分
□ 病　歴</td><td colspan="3">□ 犯罪の経歴
□ 犯罪により害を被った事実
□ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">■ 本　人
□ 議会内部での利用</td><td colspan="3">■ 本人以外
□ 他の実施機関※
■ 国・府・他の官公庁
■ 私人・民間団体
□ その他（収集先　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>■ なし
□ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="3">□ 国・府・他の官公庁
□ 私人・民間団体
□ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">□ なし
■ あり（法令等の名称：堺市情報公開条例）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態（複数選択可）</td><td colspan="5">□ 電算処理ファイル（電子データ）
■ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>□ なし
■ あり</td><td>委　託　内　容</td><td colspan="3">会議内容の反訳業務
会議録印刷、製本業務</td></tr>
<tr><td rowspan="4">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3">本会議・委員会（議運除く）（１００条委員会関連）</td><td colspan="2">公文書ファイル</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　考　欄</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいいます。

様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和６年４月１日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議事課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">☐ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">堺市議会本会議等インターネット中継業務</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　議事課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">議会を直接傍聴することができない方への利便性の向上や、迅速に広く市民に情報公開することにより、市民の議会への関心と理解を高め議会の活性化を図る。</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">請願・陳情の意見陳述者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　記録項目</td><td>基本的事項
☐ 識別番号
■ 氏　名
☐ 性　別
☐ 生年月日・年齢
■ 住所・電話番号
☐ 本籍・国籍
☐ 続　柄
☐ その他（　　）</td><td>家庭生活
☐ 親族関係
☐ 婚姻歴
☐ 家族状況
☐ 居住状況
☐ 趣味・嗜好
☐ その他（　　）</td><td>資産・収入
☐ 資産状況
☐ 収入状況
☐ 納税状況
☐ 取引状況
☐ 公的扶助
☐ その他（　　）</td><td colspan="2">社会生活
☐ 職業・職歴
☐ 学業・学歴
☐ 資　格
☐ 地　位
☐ 賞　罰
☐ 成績・評価
☐ 所属団体
☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要配慮個人情報
☐ 人　種
☐ 信　条
☐ 社会的身分
☐ 病　歴</td><td colspan="3">☐ 犯罪の経歴
☐ 犯罪により害を被った事実
☐ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">■ 本　人
☐ 議会内部での利用</td><td colspan="3">☐ 本人以外
☐ 他の実施機関※
☐ 国・府・他の官公庁
☐ 私人・民間団体
☐ その他（収集先　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>■ なし
☐ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="3">☐ 国・府・他の官公庁
☐ 私人・民間団体
☐ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">■ なし
☐ あり（法令等の名称：　　）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態
（複数選択可）</td><td colspan="5">☐ 電算処理ファイル（電子データ）
■ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>☐ なし
■ あり</td><td>委　託　内　容</td><td colspan="3">インターネット中継</td></tr>
<tr><td rowspan="3">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">備　考　欄</td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいいます。

様式第１号（第５条関係）

堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書

令和８年９月２８日

堺市議会議長　様

堺市議会個人情報の保護に関する条例第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）議会局政策総務課長

<table>
<tr><td>開始・変更 年月日</td><td colspan="2">令和８年１０月１日</td><td>事務の区分</td><td colspan="2">☐ 全庁共通事務　■ 固有事務</td></tr>
<tr><td>１　事務の名称</td><td colspan="5">堺市議会ハラスメント相談窓口等業務</td></tr>
<tr><td>２　事務の所管課</td><td colspan="5">議会局　政策総務課</td></tr>
<tr><td>３　事務の目的</td><td colspan="5">堺市議会議員間及び堺市議会議員と堺市職員間のハラスメントを防止及び根絶し、市民から信頼される堺市議会の実現に資するため、堺市議会ハラスメント防止条例に基づき議長が設置する相談窓口における相談及び調査業務を行う。</td></tr>
<tr><td>４　対象者の範囲</td><td colspan="5">堺市議会議員及び堺市職員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　記録項目</td><td>基本的事項
☐ 識別番号
■ 氏　名
■ 性　別
☐ 生年月日・年齢
☐ 住所・電話番号
☐ 本籍・国籍
☐ 続　柄
■ その他（相談内容）</td><td>家庭生活
☐ 親族関係
☐ 婚姻歴
☐ 家族状況
☐ 居住状況
☐ 趣味・嗜好
☐ その他（　　）</td><td>資産・収入
☐ 資産状況
☐ 収入状況
☐ 納税状況
☐ 取引状況
☐ 公的扶助
☐ その他（　　）</td><td colspan="2">社会生活
☐ 職業・職歴
☐ 学業・学歴
☐ 資　格
☐ 地　位
☐ 賞　罰
☐ 成績・評価
■ 所属団体
■ その他（相談内容）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要配慮個人情報
☐ 人　種
☐ 信　条
☐ 社会的身分
☐ 病　歴</td><td colspan="3">☐ 犯罪の経歴
☐ 犯罪により害を被った事実
☐ 堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則第４条第　号に定める記述等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　主な収集先</td><td colspan="2">■ 本　人
☐ 議会内部での利用</td><td colspan="3">■ 本人以外
☐ 他の実施機関※
☐ 国・府・他の官公庁
☐ 私人・民間団体
■ その他（調査対象者）</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供元である課の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>７　目的外の利用・提供の状況</td><td>■ なし
☐ あり</td><td>市外部への提供先</td><td colspan="3">☐ 国・府・他の官公庁
☐ 私人・民間団体
☐ その他（提供先　　）</td></tr>
<tr><td>８　閲覧制度の有無</td><td colspan="5">■ なし
☐ あり（法令等の名称：　　）</td></tr>
<tr><td>９　事務の処理形態（複数選択可）</td><td colspan="5">■ 電算処理ファイル（電子データ）
■ マニュアル処理ファイル（紙媒体）</td></tr>
<tr><td>10　委託の有無</td><td>☐ なし
■ あり</td><td>委託内容</td><td colspan="3">弁護士資格を有する相談員が相談窓口における相談業務及び調査業務を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="4">11　主な公文書等</td><td colspan="3">公文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3">堺市議会ハラスメント相談窓口等業務関係書類</td><td colspan="2">公文書ファイル</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">備　考　欄</td></tr>
</table>

注意　※　実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいいます。